

広島県告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町古川字本郷五〇三八の一、五〇三八の二、字埵一五一二の一、五三一八の一、五三二九の一、五三四一、五三四七の一、五三四八、五三五四のから五三五四の三まで、五三五五の一、五三五五の五、五三五八の一、五三六一、五三六四の一

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）